

対馬市市民基本条例(案)地域との意見交換会で いただいたご意見及び回答の公表について

平成23年8月24日、8月30日、9月5日に計6会場にて、対馬市市民基本条例（案）策定にかかる地域との意見交換会を行いました。その際にいただきました、主なご意見とその回答について公表します。

主な意見に対する回答

意見の内容	回 答
この条例は、対馬市においてどのような効力があるのですか。	この条例は、まちづくりや市政運営の基本的な考え方、ルールを定めたものであり、対馬市の条例の中で最上位に位置付けられます。よって、この条例に基づき、市民全体でまちづくりを進め、関連する条例などは、この基本的な考え方やルールを盛り込んで行くこととなります。
まちづくりは行政だけでなく、NPO法人や市民活動団体等の活動も必要となってきます。今後、行政などがNPO法人等の育成を図る内容を盛り込むべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、まちづくりは地域コミュニティやNPO法人、市民活動団体等の活動が不可欠になってきます。当然ながら、この条例において「地域コミュニティなどの育成、支援」として明記しておりましたが、今後のまちづくりの担い手としてNPO法人等が重要な関わりを持っていくことから、「地域コミュニティ及びNPO法人等」という表現に改めております。

意見の内容	回 答
<p>対馬市には現在、地域マネージャー制度があるが、この制度とこの条例が重なって見える。地域マネージャーが全ての地区で普及し、成功しているとは思えず、この条例も同じ方向へ進みかねない。市民の声を聞き、市民が受け入れ、自らが活動できるものを作っていただきたい。</p>	<p>この条例は、対馬市が実施している「地域マネージャー制度」を発展させたものの一部がこの条例だと考えております。地域において地域マネージャー制度の普及の格差があることは認識しており、これまではこういったまちづくり、市民協働などの一定のルールがありませんでした。地域マネージャー制度の地域における活用を図っていく意味でも、この市民基本条例をつくり、市民へ周知しながら制度化することによって、今後は一体となって取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>この条例の必要性については理解できたが、市民が動かなければ何も変わらないのではないか。この条例を市民に浸透させるために、どのような形で周知するのか。</p>	<p>この条例を市民の皆様に幅広く理解してもらうため、来年、基本条例の講演会を予定しており、また、この条例の内容についてのパンフレットを作成し、各世帯に配布しながら周知をさせていただきたいと思えます。</p> <p>この条例を市民全体に広げるには行政だけでは困難な面がございますので、市民皆様の周知、活用における御協力をお願いいたします。</p>

その他、条例（案）全体についてのご意見や意見交換会、条例の周知方法についても多数ご意見をいただきました。本当にありがとうございました。